

いこま 市議会のうごき

No. 119

平成26年(2014年)

5月臨時会

6月定例会

<http://www.ikoma-shigikai.jp/>

発行/平成26年8月1日 編集/生駒市議会 広報広聴委員会

〒630-0288 生駒市東新町8番38号 Tel.0743-74-1111 (内線604)

6月定例会

市民投票条例などを可決

平成26年生駒市議会第2回(5月)臨時会は、5月8日に開きました。

この臨時会では、条例3議案、補正予算1議案および専決処分1議案を審議し、それぞれ原案のとおり可決、承認し、議長・副議長をはじめとする議会役員を決定しました。

平成26年生駒市議会第3回(6月)定例会は、6月10日～24日までの15日間で開きました。

この定例会では、「生駒市市民投票条例」など市長提案の10議案と5報告を審議し、「第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて」は修正可決し、その他9議案と5報告は、原案のとおり可決、同意、了承しました。

また、意見書5議案を審議し、「手話言語法の制定を求める意見書」を全会一致で可決したほか、3議案については、原案のとおり可決しました。



シェイクアウト(県一斉地震行動) 訓練(生駒東小学校)

6月定例会 議案審議

総合計画 後期基本計画を修正可決 市民投票条例を可決

6月定例会では、市長から、総合計画後期基本計画の策定や、市民投票条例の制定など10議案が提案され、7議案を委員会に付託して審査しました。「第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて」は修正案が提出され、全会一致で修正可決し、そのほかの議案は原案可決しました。

総合計画 後期基本計画を 全会一致で修正可決

まちづくりの基本指針である「総合計画」において、「基本計画」は市民・事業者・行政の役割分担や各分野の具体的な施策を示すものです。議案内容は、平成21年度策定の総合計画の前期基本計画の中間見直しにより、平成26年度からの後期基本計画を策定するものです。

前期基本計画からのおもな変更点

- ◆ 戦略的アプローチを設定
『持続可能なまちづくりへの取組』
⇒ 「社会安定」、「環境保全」、「経済的豊かさ」に関わる施策を重点分野に
- ◆ 計画期間を市長の任期に合わせて4年に
- ◆ 市民1人でできる役割を提示



事前調査で意見を提出
(総合計画特別委員会)

総合計画特別委員会の審査報告

総合計画特別委員会は、4月23日、5月2日に委員会を開催し、議案審査の充実のため、議案提案前の本計画案に対し、約100項目の修正意見を市に提出しました。その結果、約60項目が議案に反映されました。

6月19日の委員会では議案審査を行い、修正意見に対する市の考えについて質疑を行いました。

意見書4件を関係機関に送付

◎ **手話言語法の制定を求める意見書**
日本では手話が差別されてきた歴史があるが、障害者基本法が改正され、手話は言語に含まれることが明記され、国・地方公共団体に対して情報保障施策が義務付けられている。

修正案

- 委員会での審査を踏まえ、次の2点を修正する案が提出されました。
- ① 施策分野「3R(リデュース・リユース・リサイクル)」を「5R(リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル)」とする。
 - ② 施策分野「企業立地」を「重点分野」とする。

【修正理由】

- ① 環境モデル都市の指定を受けた市は、総合計画で先駆的な取組を掲げ、市民へのアピールが必要である。
- ② 「経済的豊かさ」の重点分野が「職員・行政組織」だけでは不十分で、経済振興の施策が必要である。

修正案賛成討論

原案について、課題も残るが、委員会の修正意見が多く反映されており評価できる。さらに、修正案は原案の審査を踏まえて改善されている。

よって、国に対し、手話が音声言語と対等であることを周知し、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べるなど、手話を言語として普及、研究することができると環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定することを求める。

◎ 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

- 地域包括ケアシステム構築に係る地方自治体の取組を踏まえ、消費税財源を的確に活用し積極的に支援するよう、国に次のことを要望する。
- ① 人材確保を目的とした次期介護報酬改定への対応。
 - ② 診療報酬改定の影響の実態調査と、地方自治体への情報提供や周知。
 - ③ 地方自治体への財政支援の拡充。
 - ④ 自立した生活が困難な低所得・低資産の要介護高齢者の受皿づくりのため、地方自治体への支援強化。

◎ 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

歴代政府は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきた。法治国家である限り、安全保障政策についても、立憲主義に基づき憲法の枠内で行わなければならない。安倍内閣が行おうとする憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容

市民投票条例を可決

この議案は、市の合併や大規模公共事業の実施の是非など市政の重要事項について、直接市民の意思を確認する制度として市自治基本条例に規定する市民投票の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

市自治基本条例において、市のまちづくりは性別・年齢・国籍などにかかわらず推進される必要があること、定住外国人と未成年者の参加に十分配慮されなければならないことが規定されているため、定住外国人を投票資格者に含めるとともに、年齢要件を満18歳以上としています。

反対討論の論点

●本制度は、外国人参政権ではないものの、将来的に外国人参政権につながっていくことを危惧する。

●定住外国人と日本人の考えを同等に扱う制度は問題発生が懸念されるため、投票資格は公職選挙法や国民投票法に準ずることを基本とすべきである。

●外国人が行政サービスを受けることと、投票で施策などへの賛否を示すことは別のことであり、住民投票以外で外国人の意思を把握して反映する方法が必要である。

●本制度は、市民の意見を聴取するという議員の役割を住民投票に託す

市民投票制度の概要

◆投票の対象

市民の福祉に重大な影響を与えるものまたは与える可能性があるもの

◆投票資格者

満18歳以上で以下に該当する人

- 日本人、定住外国人（特別永住者、永住者）で、引き続き3カ月以上、市の住民基本台帳に登録されている人
- 永住者以外の在留資格により滞在する定住外国人で、引き続き5年を超えて、市の住民基本台帳に登録されている人

◆投票の請求・発議

- 市民、議会、市長の三者が請求・発議できます。市民請求は、投票資格者総数の1/6以上の連署が必要です。

◆投票の結果を尊重

- 賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の1/4以上のとき、議会、市長は投票結果を尊重しなければなりません。

もので、議会不要論になる。

●市長の投票発議は、任意で実施できる規定のため、将来的に市長による制度乱用の可能性がある。

●投票事項の規定は、市民福祉に重要な影響を与えるものであれば、拡大解釈によりどのような事項でも投票を実施でき、問題である。

●住民投票を規定する市自治基本条例は制定から5年を迎えるため、同条例の必要な見直しを行った上で、提案すべきである。

賛成討論の論点

●地方自治法の直接請求による住民投票は議決を要するため、本市でも実施されない事例があったが、市や議会と市民意思の間のねじれが解消できない場合、市民が意思を示す機会が与えられるべきであり、市民参画と協働のまちづくりに必要である。

●本制度での投票は、政策の形成過程で意思を示すもので、その結果に対し尊重義務はあるが拘束されるものではなく、最終的に施策の実施や予算を決定するのは議会であり、本案の制度は議会制民主主義を否定するのではなく、補うものである。

●投票資格に定住外国人を含めても、議決権を有する代表を選ば外国人参政権にはつながらず、定住外国人に市民投票権を付与するだけである。

認は、憲法第9条の規範的核心に反し、立憲主義の否定で許されない。

よって、国は、集団的自衛権に関する従来の政府見解を堅持し、憲法解釈の変更を行わないよう要望する。

◎特定秘密保護法の廃止を求める意見書

特定秘密保護法は、国民の知る権利、言論・報道等の自由の侵害、国会の機能低下などをもたらし、民主主義の根幹を揺るがすものである。

憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則としているが、特定秘密保護法は、憲法の原則を大きく損なうものである。

よって、国会および政府に対し、違憲立法とも言える特定秘密保護法を廃止するよう強く求める。

●外国人が移住して住民投票を請求することは、5年超の国内滞在などの条件に加え、専門技能を持って勤める人などが対象で、現実的にあり得ず、他自治体においても制度乱用の事例は見受けられない。

●市長による制度乱用があれば、不信任議決など議会が市長をけん制する方法もある。

●投票資格を18歳以上とし、対象者に外国人も含めてまちづくりを進めることは、若者を励まし、異文化共存につながるものである。

ここが知りたい

本会議の一般質問

6月
10日～12日
定例会

質問者数 11人

掲載以外の一般質問もありますので、ホームページや後日発行の会議録をご覧ください。

市の幼児教育の方向性は

日本共産党 上原しのぶ議員

問 市の子ども・子育て会議では、

幼保一体化にともなう保育・教育内容にどのような意見が出されたのか。

答 保育所保育指針と幼稚園教育要領がほぼ同内容で保育所でも適切な教育が行われている。長期休暇中の長時間の預かり保育を生駒幼稚園以外の公立幼稚園で数日だけでも実施できないかなどの意見が出された。

問 市として「南こども園」「高山こども園」を設置する目的は。

答 子育て不安の解消に加え、異年齢児との交流による子どもの健やかな育ちの確保を目的としている。

問 こども園の設置にあたり、市はパブリックコメントを行う予定か。

答 幼保一体化を図り、こども園へ移行することだけではパブリックコメントを行っていないが、今後、子ども・子育て支援事業計画を策定する際には行う予定である。

問 「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、関係者や地域の声をどのように施策に活かしていくのか。

答 市のニーズ調査の結果をはじめ、保護者説明会や、保護者代表、保育所や幼稚園の園長、子育て団体代表、公募市民で構成する子ども・子育て会議などでの意見を尊重し、可能な限り反映させることで理解を得たい。

「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業計画」について

生活・市民ネット 吉波伸治議員

問 計画の募集要項に記載された「学研北生駒駅の周辺地域」とは。

答 駅周辺の近隣商業区域に加え、北大和や真弓住宅地を含む市街化区域を計画区域とする予定である。

問 事業対象地は北大和地区の地区計画には編入せず、独立した地区計画を新たに定める予定か。

答 事業対象地は、北大和地区の地区計画の内容との相違も考えられるため、その内容を尊重しつつも新たな地区計画を定めていきたい。

問 北大和や真弓住宅地は「建ぺい率40%・容積率60%」であるのに、なぜ事業対象地は「建ぺい率40%・容積率80%」とする予定なのか。

答 現在の生活様式などを踏まえつつも、近隣の北大和や真弓住宅地の町並みとの調和を考慮し、建ぺい率は40%とした。一方、子育てや介護による二世帯での居住や、太陽光発電パネル設置のための屋根空間の確保など、住宅購入者の意向も考慮し、容積率は80%とする予定である。

他の項目

● 「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」について

学校給食の食物アレルギー対策は

生駒市議会公明党 下村晴意議員

問 学校給食に含まれる食物アレルギーへの対応は、正確な情報の把握と共有が基本となる。各学校ではどのように実態調査がなされ、結果をもとにどのように対応しているのか。

答 各学校では入学時にアレルギー調査を実施し、症状が重篤なケースは学校生活管理指導表の提出を求め、職員会議などを通じて全職員に児童・生徒のアレルギー状況を共有するとともに、緊急時対応のマニュアル化などで、共通理解を図っている。

問 学校給食に含まれる食物アレルギーに対応にともなう研修実績は。

答 昨年度は、日本学校保健会などが主催の食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会などに学校長、養護教諭、一般教諭などが参加した。今年度は、市教育委員会が主催の研修会も開催する予定である。

問 今後は、各学校や教育委員会での連携支援が重要だが、対応方針は。

答 教育委員会としても、学校間の情報の交換や発信の場を設けるなど、各学校へ更なる支援を図るとともに、今後、医師会や消防などとの連携強化にむけた体制も検討したい。

他の項目

● 「雜誌スポンサー制度」の導入について

子ども・子育て支援新制度本格施行に向けて

生駒市議会公明党 成田智樹議員

問 来年4月の新制度移行に向けて、市の子ども・子育て会議での議論により、課題などは判明したか。

答 昨年に実施したニーズ調査の結果からは、利用見込みと実態の差が大きいなどの課題が出された。計画策定支援業務の委託業者が決定すれば、そのノウハウを生かし、さらに現状分析と課題抽出を行いたい。

問 新制度の市民、保護者などへの周知・説明はどのように行うのか。

答 広報紙・ホームページで周知し、随時、保護者説明会などで説明する。

問 新制度では、私立幼稚園は幼稚園として継続するか、認定こども園に移行するかは選択が必要となる。

答 市内4園の意向は確認しているのか。

答 確認はしていないが、6月下旬の説明会後に県が意向調査を実施するため、市も協力したいと考えている。

問 待機児童ゼロ実現のため、私立幼稚園に対し、市として認定こども園への移行を促すべきではないのか。

答 選択権は私立幼稚園にある。新制度の内容や基準について理解を得た上で判断していただくことになる。

他の項目

●老朽マンション対策について

市民公益活動の推進に対する支援は

無党派 伊木まり子議員

問 公益活動団体への参加を増やすためには、「団体が信用できるかの目安が必要」との調査結果がある。団体の事務所機能を公的な施設に確保できるようにしてはどうか。

答 公的な施設内のブースを有料で団体に貸し出している自治体もあるが、何年も同じ団体が使用したり、事務所機能を果たせない状況になったりしているケースもあると聞く。

現在、本市では、ららポート（市民活動推進センター）内の会議室やレターケースなどについて、登録された団体に無料で利用いただいている。

問 市からの財政的な支援は。

答 マイサポいこま（市民が選択する市民活動団体支援制度）を運用し、団体からの提案事業に対し、補助金を交付している。

問 マイサポいこまの半額補助では、負担が重く事業を断念する団体もある。寄付金を積み立て、公益活動を支援する仕組みを作ってはどうか。

答 県では団体の事業提案に対して寄付（基金）から助成金が交付される制度がある。

市としては、マイサポいこまの運用を通じて、団体の運営の強化を促したい。

（仮称）南こども園の設計業者選定について

日本共産党 竹内ひろみ議員

問 開設懇話会で示された設計図について、保育の現場経験者などから極めて基本的な点で疑問が出されており、設計者に対して、こども園などの設計経験があるのかという疑問を感じる。設計業者の実績はどうか。この設計を評価した点は何か。

答 業者のこども園の設計実績としては、公的で3件、民間で1件ある。本市の市立病院も設計し、技術的に非常に優れた業者である。なお、プロポーザルの審査では、技術提案などが他者より優れており、設計委託料の安さも評価されている。

問 出された設計図の疑問点について、市はどう考えるか。より良い設計のために今後どう進めていくのか。

答 3月の懇話会ではこども園の基本的なイメージを紹介し、詳細までは描いていない配置図で説明したため意見が出された。今年度から保育士・幼稚園教諭のワーキングチームを結成し、市の営繕課の職員も参加して会議を開催しており、今後も協議を重ね、より良い設計を完成させていく。

他の項目

●「公契約条例」と本市の公契約に係る問題について

市の経済振興施策について

仁政の会 樋口清士議員

問 全経済構造の把握に必要となる産業連関分析を実施しないのか。

答 大きな経済圏の中の一部を占めている本市のような地域では、費用や手間をかけて産業連関の分析を行うよりも、現在進めている北田原工業団地内のインフラ整備など効果の高いものを産業政策として確実に進める必要があると考える。

問 企業誘致のため、インフラ整備、用途地域の見直しなど立地環境整備が求められるが実施しないのか。

答 北田原南北線沿道区域については、地権者の理解が得られれば、市街化区域への随時編入を県に求めたい。

問 起業促進のため、セミナー開催のみならず、一連の起業支援策が求められるが実施しないのか。

答 融資制度は創設しているが、情報提供の窓口の設置や専門家による支援を行っている民間企業を案内するなど、側面的にサポートするものが行政の役割であると考えている。

問 エコノミック・ガーデニングの手法で総合的、戦略的に施策を展開させるべきと考えるがどうか。

答 経営相談などの支援はすでに商工会議所が行っており、市としては、アンテナショップを商工会議所と共同で開設したところである。

市における空き家対策は

高翔 輝 日本和久議員

問 平成25年7月から「空き家等の適正管理に関する条例」が施行され、問題のある空き家の撤去を促進することや、活用可能な空き家の利用を促進することが期待されるが、施行後、これまでの効果は。

答 施行後は、5月末現在で42軒の空き家に係る情報提供があり、市で現地調査を行った。そのうち、危険度の高い一部の空き家について、所有者を特定し、適正な管理を行うよう助言、指導を継続的に行った結果、すべてで解体・撤去、解体にむけた協議がされた。

問 本市での空き家の軒数は。

答 平成20年の住宅土地統計調査によると、5600軒であった。

ただし、市としては、老朽化して危険なものに該当する空き家は少ないと考えている。

問 固定資産税に係る空き家への住宅用地特例の適用について、市はどのように考えているのか。

答 空き家の用途が住宅である場合は、住宅用地として特例措置を講じており、今後、条例に基づく実態調査で、居住用として適正管理されていない老朽危険家屋と判断した場合は、住宅用地特例の適用を解除し、課税の適正化を図っていきたい。

家庭系ごみ有料化へ向けた周知および留意点について

生駒市議会公明党 恵比須幹夫大議員

問 平成27年度から実施される家庭系ごみ有料化について、自治会への周知・説明はどのように行うのか。

答 広報やホームページで周知するとともに、全自治会で説明会を開催したいと考えており、要望があれば自治会単位以外でも対応する。有料化開始の少し前に、住民登録世帯にお試し袋と説明リーフレットを直接配達し、全市民への周知を図りたい。

問 実施にあたり、現状計画されている一部の紙おむつ以外の減免措置も検討できないのか。

答 有料化はあくまでごみの減量を目的とした制度であり、完全分別をしていただければ負担も少ない。低所得者層への支援は、他の制度の枠組みの中で対応すべきと考えている。

問 指定袋の製造コストと販売手数料を差し引いた実質的に得られる年間の手数料はどれくらいで、どのような事業に活用するのか。

答 年間1億2千万円程度と想定している。基本的には新たなごみ減量化施策の費用に充当していきたい。

他の項目

● 雨水利用の推進について

● 病児保育事業について

家庭ごみ有料化にともなう

日本共産党 浜田佳資議員

問 家庭ごみ有料化にあたり、具体的方針決定後の市民参画、意見集約の方法に問題はなかったのか。

答 市民が参加し議論を尽くした上で、ごみ半減会議からの「有料化やむなし」との報告を受け、それを踏まえて議案を上程し、議会の判断を仰いでおり、妥当であったと考える。

問 有料化にともなう周知方法などに対する市民意見の反映は。

答 周知方法などに係る市民からの改善意見は、できるものから優先的かつ速やかに取り入れていきたい。

問 有料化による資源化への誘導で、ごみ減量を図る市の考えに沿えば、資源化できない紙おむつは有料化の対象外とすべきでは。

答 現在、市では紙おむつの資源化の手だてはないが、先行自治体の事例もあることから、困難だが、今後、資源化できるよう検討したい。

また、紙おむつを含むごみの減量に向け、今後、有料化による収入を取組の財源に充てていきたい。

問 有料化による負担が大きい生活保護世帯など低所得者への配慮は。

答 ごみの減量には全市民が一律で取り組んでもらい、低所得者に対しては別途対応すべきと考えている。

地方自治法改正にともなう

無党派 塩見牧子議員

問 人口減少社会においても行政サービスを安定して提供するため、自治体どうしが柔軟に事務処理を連携して行う広域連携を可能とする改正地方自治法が成立した。本市において、他の地方公共団体との共存共栄につながる事務の共同処理、連携を行うことについてどう考えているのか。

答 本市の人口は緩やかに減少すると見込んでおり、性急に事務処理の共同化を検討する段階ではないと考えているが、今後の人口減少社会で行政サービスを提供していく手段の一つとして有効であると認識している。現在、施設相互利用を行っている平群町や大規模災害時の相互応援協定を締結した大東市・四條畷市との間で、他の分野での連携が可能かどうか検討を進めていきたい。

問 共同処理を行う際の課題は何か。

答 連携自治体全てにメリットが生じること、事務執行の主体を決定すること、受益に応じた経費負担を定めることなど、団体間で十分な調整の必要が生じることである。

他の項目

● 公共施設マネジメントの展開のありかたについて

● 電力調達の入札について

平成26年5月臨時会・6月定例会の議決結果

議案名	議決結果	沢田かおる	吉村善明	山田耕三	樋口稔	西山洋竜	山田弘己	桑原義隆	成田智樹	恵比須幹夫	竹内ひろみ	浜田佳貴	塩見牧子	伊木まり子	中浦新悟	樋口清士	白本和久	吉波伸治	角田晃一	有村京子	下村晴恵	上原しのぶ	井上充生	山田正弘
子どもの医療費助成を通院も中学校卒業までに拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書について	否決	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定秘密保護法の廃止を求める意見書について	原案可決	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生駒市市民投票条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

中谷議長は、地方自治法の規定により、議決に加わるできません。

○=原案賛成 ●=原案反対

全会一致で可決・修正可決・承認・了承した議案

- 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 平成26年度生駒市一般会計補正予算（第1回）
- 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市監査委員の選任について
- 平成25年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 平成25年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 平成25年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 平成25年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書
- 平成25年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書
- 第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて
- 平成26年度生駒市一般会計補正予算（第2回）
- 生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 生駒市監査委員の選任について
- 生駒市病院事業推進委員会委員の任命について
- 生駒台幼稚園改築工事請負契約の締結について
- あすか野小学校増築工事請負契約の締結について
- 手話言語法の制定を求める意見書（案）

7月	6月	5月	4月
7日	16日	12日	30日
24日	17日	11日	
23日	10日	10日	
19日	5日	8日	
	30日	2日	
	12日		

7月7日 県西和医療センター（宇治徳洲会病院・病院事業特別委員会視察）

7月24日 広報広聴委員会

7月23日 6月定例会本会議

7月19日 全員協議会

7月17日 議会運営委員会

6月16日 総合計画特別委員会

6月12日 議会説明会

6月11日 6月定例会本会議

6月10日 6月定例会本会議

6月5日 全員協議会

5月30日 議会運営委員会

5月12日 議会説明会

5月8日 病院事業特別委員会

5月8日 議会運営委員会

5月8日 議会説明会

5月2日 議会説明会

4月30日 議会説明会

4月30日 議員共済会幹事会

4月30日 議員共済会総会

4月30日 議会運営委員会

4月30日 広報広聴委員会

4月30日 全員協議会

4月30日 総合計画特別委員会

4月30日 5月臨時会本会議

4月30日 全員協議会

議会のついで



中谷尚敬議長

5月28日に開催された全国市議会議長会において、同国会会対策委員として会務運営に努められた功績により、中谷尚敬議長に同会から感謝状が贈られ、6月10日開会の本会議において、報告されました。

感謝状が贈られました

同じく10日の本会議では、農業委員会委員について、田中勇治さんと吉田勝彦さんの2名を推薦しました。

農業委員会委員を推薦

同じく10日の本会議では、農業委員会委員について、田中勇治さんと吉田勝彦さんの2名を推薦しました。

人事案件に同意

6月10日の本会議で人事案件2件が提案され、いずれも同意しました。

6月定例会

7月14日 全員協議会

7月16日 企画総務委員会視察（市消防本部）

7月17日 広報広聴委員会

就任のあいさつ

議長、副議長就任にあたりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

生駒市議会では、本年1月から「生駒市議会基本条例」を施行し、議員自らがより良い市政の実現に対する意思と高い倫理性を持って職務にあたり、市民の皆様からの信頼と負託に応えられる議会の実現に向けて取り組んでいくところです。

私たちとしても、円滑な議会の運営に努めるとともに、二元代表制の一翼を担う議会として、その使命を全うすべく、全力を傾注する所存でありますので、引き続き、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



角田晃一 副議長

中谷尚敬 議長

5月臨時会

議会役員を改選

5月臨時会は、5月8日に市長提案4議案と専決処分1議案を付議事件として招集されました。審議の結果、いずれも異議なく原案を可決・承認しました。また、急施事件として、議長・副議長の選挙や監査委員の選任など、議会役員を改選しました。

議長に 中谷尚敬 議員 副議長に 角田晃一 議員

8日の本会議では、議長選挙を行い、投票の結果、中谷尚敬議員が第43代議長に当選しました。

続いて、副議長選挙を行い、投票の結果、角田晃一議員が第43代副議長に当選しました。

監査委員に 伊木まり子 議員

続いて、議会選出の監査委員に伊木まり子議員を選任することに異議なく同意しました。

また、常任委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会の委員を選任しました。

新議会役員は、市議会ホームページに掲載しております。

9月定例会の会議の予定

9月5日(金)13時	議案説明会
10日(水)10時	議会運営委員会
13時	全員協議会
16日(火)10時	本会議(一般質問)
17日(水)10時	本会議(一般質問)
18日(木)10時	本会議(一般質問)
19日(金)10時	本会議(一般質問)
22日(月)10時	都市建設委員会 予算委員会
24日(水)10時	決算審査特別委員会 市民福祉委員会 予算委員会
25日(木)10時	決算審査特別委員会 環境文教委員会 予算委員会
26日(金)10時	決算審査特別委員会 企画総務委員会 予算委員会
30日(火)10時	決算審査特別委員会 予算委員会
10月3日(金)10時	本会議

生駒山スカイウォーク

議員共済会は、5月31日(土)に開催されました「生駒山スカイウォーク」に参加し、生駒山上遊園地駐車場から、信貴生駒スカイライン、暗越奈良街道を通って南1キロのコースを約2時間かけてウォーキングを楽しみました。

少しかすみがかかっていましたが新緑に包まれたなか、皆さんとあいさつをし、会話を楽しみながら、気持ちよく歩くことができました。



お詫びと訂正(5月15日号)

市議会のうごき5月15日号3ページに掲載した歳入の円グラフにおいて、税目に誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

- ◇誤：地方贈与税等
- ◇正：地方譲与税等